令和２年度版

懇話会のしおり

令和２年４月１日から適用

市立長浜病院職員懇話会

市立長浜病院職員懇話会

１　設置の目的

会員相互の厚生福利ならびに親睦かつ心身の鍛錬および研修を図る。

２　役員構成

（１）会　　長（院長）
（２）副 会 長（副院長、診療局長、医療技術局長、看護局長、事務局長）
（３）幹 事 長（幹事の中から互選）
（４）幹　　事
（５）会　　計（経営企画課）
（６）会計監事（会長が会員の中から委嘱）
（７）書　　記（総務課）

３　会議

（１）本会の運営は総代会および役員会で決定する。
（２）総代会は、本会の最高決議機関であり、各所属科（課）および病棟において、会員２０名ごとに１名ずつ（会員が２０名未満の所属にあっては１名とする。）選出された総代ならびに役員をもって構成する。
（３）役員会は、総代会に次ぐ議決機関であり、役員（会計監事および書記をのぞく）をもって構成し、必要に応じて開く。

４　会費

会費は会員より毎月給料の月額の１，０００分の４（１円未満切捨）を徴収する。

懇話会事業のあらまし

１　各種助成事業
２　各種給付事業
３　厚生資金貸付事業
４　その他の事業

◆１　各種助成事業

各種文化事業参加助成	各種文化事業・厚生施設の割引チケットの助成。 ※助成方法等、詳しくは「勤労者互助会利用ガイド」参照
研修費交付助成金	会員相互の親睦と研修を目的とし、 年間１人１回限り 3,000 円を限度に助成。 ◎条件など…所属ごとの請求に限る　※詳細は様式②参照 ※提出書類　⇒　別紙　様式② ・研修費交付申請書　・実施報告書
自主研修グループ 活動育成助成費	会員５人以上のグループにより、研修課題を設けて一定期間継続的に実施されるものについて、グループ１人につき 5,000 円を限度に助成。　※詳細は様式③参照 ※提出書類　⇒　別紙　様式③ ・自主研修グループ指定申込書　・自主研修グループ研修成果報告書　・自主研修グループ研修費交付申請書
各部（文化・スポーツ部） 活動助成	各部活動助成額の３割を均等割、７割を人数割りとして積算し、20,000 円～30,000 円の範囲で各部に助成。 ※提出書類 ・活動報告書・収支決算書・予算書
部署間交流促進事業 助成金	２部署以上かつ１０人以上で行う交流事業（懇親会等）に対し１人につき3,000 円に参加人数・構成部署数に応じた加算（条件あり）を加えた額を助成。（上限は領収書の額） ※提出書類　⇒　別紙　様式⑥ ・部署間交流促進事業実施報告書 ・参加者名簿（任意様式）、領収書（原本）
マッサージ利用助成	派遣によるマッサージ（年間１人１回限り：２５分）を受けることができる。※開始時期については未定
院内レストラン利用助成 【新規事業】	5,000 円分の食券購入に対し助成。（上限３セット分で 3,000 円）総務課にて販売。令和２年 12 月 25 日までの時限的事業

◆2　各種給付事業

※すべて申請書が必要　⇒　別紙　様式④

<table>
<tr><td>結婚祝金</td><td colspan="2">30,000 円</td><td>会員が結婚したとき。
ただし、すでに結婚祝金の支給を受けたものが再婚したときは給付しない。</td></tr>
<tr><td>養子縁組</td><td colspan="2">10,000 円</td><td>実子がない会員（死亡も含む）が養子縁組をしたとき。</td></tr>
<tr><td>出産祝金</td><td colspan="2">20,000 円</td><td>会員または会員の配偶者が出産したとき。</td></tr>
<tr><td>傷病見舞金</td><td colspan="2">10,000 円</td><td>会員が傷病により 14 日以上勤務できないとき。</td></tr>
<tr><td>災害見舞金</td><td colspan="3">会員が住居または家財に重大な損害を受けたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">永年勤続
祝金</td><td colspan="3">会員が勤続 10 年、20 年、25 年に達したとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">記念品 10,000 円相当</td><td>勤続 10 年</td></tr>
<tr><td colspan="2">記念品 20,000 円相当</td><td>勤続 20 年</td></tr>
<tr><td colspan="2">記念品 30,000 円相当</td><td>勤続 25 年</td></tr>
<tr><td rowspan="5">退会慰労金</td><td colspan="3">会員が退職のため退会したとき。
ただし、会員であった期間が 1 年未満のものを除く。</td></tr>
<tr><td>期間年数×1,000 円</td><td colspan="2">10 年未満</td></tr>
<tr><td>30,000 円</td><td colspan="2">10 年以上 15 年未満</td></tr>
<tr><td>50,000 円</td><td colspan="2">15 年以上 20 年未満</td></tr>
<tr><td>100,000 円</td><td colspan="2">20 年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">死亡弔慰金</td><td>100,000 円</td><td>樒・生花</td><td>会員本人が死亡したとき。</td></tr>
<tr><td>50,000 円</td><td>樒・生花</td><td>配偶者が死亡したとき。</td></tr>
<tr><td>30,000 円</td><td>樒・生花</td><td>子（死産を含む）、会員の実父母、
【同居】配偶者の父母が死亡したとき。</td></tr>
<tr><td>15,000 円</td><td>樒・生花</td><td>【同居】子の配偶者が死亡したとき。</td></tr>
<tr><td>15,000 円</td><td>なし</td><td>【同居】会員の祖父母、会員の兄弟姉妹、
会員の孫が死亡したとき。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※弔慰供物がある場合は、「樒 1 対」または「生花 1 基」</td></tr>
</table>

◆3　厚生資金貸付事業

※申請書が必要　⇒　別紙　様式⑤

詳細については別紙参照

貸付金額	償還方法・内容		利息
10 万円	①	5,000 円 × 20 回	2,400 円
	②	10,000 円 × 10 回	1,200 円
15 万円	①	5,000 円 × 30 回	5,400 円
	②	10,000 円 × 15 回	2,700 円
20 万円	①	5,000 円 × 40 回	9,600 円
	②	10,000 円 × 20 回	4,800 円
30 万円	①	10,000 円 × 30 回	10,800 円
	②	20,000 円 × 15 回	5,400 円

◆4　その他の事業

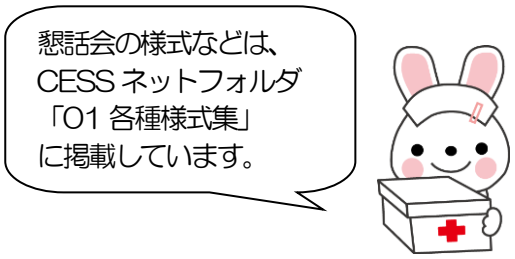

・会員用常備薬の設置

設置場所：看護科長室・救急スタッフルーム

	効　能	薬 品 名
1	胃腸薬	新富士胃腸薬プラス
2	解熱鎮痛	カイテキ IP 錠
3	下痢食あたり	富士薬品赤玉はら薬
4	かぜ薬	ジキナ顆粒ゴールド
5	外用消炎鎮痛薬	エスターパップ ID
6	絆創膏	カイテキソフト絆 S